

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊交規第141号

平成31年2月18日

交通規制及び交通指導取締りにおける不適正事案の防止について（通達）

**【概要】**

本通達は、他県において交通指導取締りにおける不適正事案が発生したことから、本県においても同種事案が起こらないよう、関係所属に対し、交通指導取締り時における注意事項等を指示したものである。